

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制の確立を重要な経営課題の一つと考えております。この考え方のもと、コーポレート・ガバナンスの充実のため、「ディスクロージャー(情報開示)」及び「リスクマネジメント及びコンプライアンス体制」の強化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ジー・コミュニケーション	118,560,833	50.50
株式会社神戸物産	27,851,500	11.86
沼田 昭二	22,618,785	9.63
ジー・テイスト取引先持株会	2,915,600	1.24
アリアケジャパン株式会社	2,224,400	0.95
腰高 修	805,000	0.34
株式会社J・ART	804,000	0.34
江川 春延	600,000	0.26
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	600,000	0.26
J.P.MORGAN SECURITIES PLC	585,200	0.25

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	株式会社ジー・コミュニケーション (非上場)
--------	------------------------

補足説明 更新

大株主の状況は、2021年3月31日現在の状況です。なお、上記の他、当社が保有する自己株式5,105,625株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引と同等の条件によることとし、重要性のある取引については、取締役会において取引の是非を決定しておりますので、少数株主に不利益をもたらすようなことはありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

株式会社ジー・コミュニケーションは当社の議決権割合の50.52%を所有しており、当社は同社の子会社であります。また、株式会社クックイノベンチャーは株式会社ジー・コミュニケーションの議決権割合の100%を所有しており、同社の親会社であることから、間接的に当社の議決権割合50.52%を所有する当社の親会社であります。

人的関係としましては、当社取締役及び監査役9名のうち3名が株式会社クックイノベンチャーと兼務しております。

経営の方針・施策の決定については、当社の取締役会等において討議及び決議がなされており、一定の自主性や独立性は確保されております。今後につきましても、引き続き独立性を確保していきます。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
畑中 裕	他の会社の出身者													
星谷 哲男	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
畑中 裕		畑中裕氏は、エムアンドシーコンサルティング株式会社の代表取締役であり、同社と当社との間には、当社役職員の研修等に関する取引があります。しかし、同社と当社との取引実績は、当社の連結売上高の0.01%に満たないものであることから、当社の意思決定に影響を与えるものではないと判断しております。	畑中裕氏は、経営コンサルタント及び企業経営者としての経験・識見が豊富であり、引き続き当社の経営を監督していただくことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断したためです。 同氏は上記hに該当しておりますが、左記のとおり一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立性を十分有しているものと判断しております。

星谷 哲男	星谷哲男氏は1983年4月から2006年8月まで、株式会社日本興業銀行(2002年4月の株式会社富士銀行及び株式会社第一勧業銀行との統合・再編後は株式会社みずほコーポレート銀行、現 株式会社みずほ銀行)の業務執行者を務めておりました。株式会社みずほ銀行は当社の主要な取引行の一行であり、2021年3月31日現在の連結での借入残高は1,285,680千円ですが、同氏が同行を退職してから10年以上が経過しており、同氏は同行の意向に影響される立場にはないと判断しております。また、当社グループは同行の他に複数の金融機関とも取引があることに加え、同行は当社の主要株主にも該当していないことから、当社の意思決定に影響を与えるものではないと判断しております。	星谷哲男氏は、金融業界での長年の経験に加え、外国法人の在日代表を務める等、金融の分野をはじめとする豊富な知見と幅広いネットワークを有しており、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に資するところが大きいと判断したためです。 なお、同氏は上記eに過去において該当いたしますが、左記のとおり一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立性を十分有しているものと判断しております。
-------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、内部監査部1名(提出日現在)、監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名(提出日現在)を含む計3名によって構成されております。

内部監査部は、法令、定款、社内規程及び諸取扱要領に従い、適正且つ有効に運用されているか否か、リスク管理体制の状況を調査し、その結果を代表取締役及び経営会議へ報告することで講じられた改善施策が、適切な業務運営及びリスクマネジメント体制の向上に資することを目的に内部監査を実施しております。また、監査役に対して随時監査実施状況を報告するとともに、会計監査人も定期的に監査実施状況について意見交換を実施しております。

監査役は、監査役会が定めた監査方針及び監査実施計画等に従い、取締役会への出席はもとより、経営会議、その他の重要会議等への出席、重要な決裁書類の閲覧、取締役及び使用人からの定期的または随時の事業報告聴取、内部監査部門からの聴取、各事業所往査により業務及び財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行を監査しております。また監査役会と会計監査人との連携に関しては、定期的に、監査方針、監査実施状況、監査結果等にかかる意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤 加代子	他の会社の出身者													
小林 明夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 加代子		佐藤加代子氏は2011年6月から2017年6月まで、当社の親会社である株式会社ジー・コミュニケーションの監査役を務めておりました。同社は、2021年3月31日現在で当社の株式118,560千株(議決権比率50.52%)を保有する当社の親会社であります。同氏は、同社の監査役を退任した後、同社及び当社を除く同社の子会社との関係は有しておりません。	佐藤加代子氏は、当社の社外監査役を12年間務め、当社グループの事業に精通しているとともに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、これらの豊富な経験と知見を踏まえ、適切な監査機能を果たしていただけるものと判断したためです。
小林 明夫			小林明夫氏は、税理士としての専門的な知見・経験が豊富であり、その知見・経験等を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断したためです。また、同氏は上記aからmのいずれにも該当しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、新株予約権を発行しております。
また、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------------

該当項目に関する補足説明

2014年6月25日開催の第55回定時株主総会及び2015年6月15日開催の取締役会にて、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の中長期的な業績を役職員の報酬に反映させ、株主と役職員の利益とを一致させること、ならびに役職員の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層喚起するとともに、優秀な人材を確保することを目的として当社の取締役、監査役及び従業員に対し、新株予約権を無償発行することを決議し、同年6月23日付で発行しております。本新株予約権の概要は次の通りです。

新株予約権の数:7868個

本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の種類及び数:普通株式786800株

新株予約権の行使価額:1円/株(総額786800円)

新株予約権の行使期間:2020年6月22日から2022年6月21日まで

新株予約権の行使の条件:

- (1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社の役職員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- (2)新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- (3)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4)新株予約権者は、本新株予約権を、次の(a)及び(b)に掲げる期間において、それぞれに掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- (a)行使期間の開始日(以下、「起算日」という。)から1年間
新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1
- (b)起算日から1年を経過した日から1年間
新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の全て
- (5)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
新株予約権の割当てを受ける者及び数:
当社取締役 5名 100個
当社従業員 650名 7744個
当社監査役 3名 24個

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者がいないため、個別開示は行っていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額を月額200万円(使用人兼務取締役に対する使用人分給とは含みません。)とすることを、1994年6月29日開催の第35回定時株主総会において決議いただいております。また、上記報酬限度額とは別枠として、社外取締役以外の取締役に対して譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額500万円以内とすることを、2018年6月27日開催の第59回定時株主総会において決議いただいております。なお、取締役個々の報酬につきましては代表取締役の杉本英雄及び阿久津貴史において、グループ経営に対する責任度合い、中期経営計画の進捗度合い等を総合的に考慮したうえで協議・決定しております

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役においては、当社取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っていただいております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の企業統治の体制につきましては、会社法に基づく機関として株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を設置しており、これらの機関のほかに、経営会議、内部監査部を設置しております。

<取締役会>

取締役会を1ヶ月に1回開催し、法令及び定款で定められた事項及び経営方針・政策に関する重要事項について審議し、効率的で迅速な意思決定を行っております。

<監査役>

取締役会への出席はもとより、経営会議、その他の重要会議等への出席、重要な決裁書類の閲覧、取締役及び使用人からの定期的または随時の事業報告聴取、内部監査部門からの聴取、各事業所往査により業務及び財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行を監査しております。

<監査役会>

監査役全員をもって構成し、監査役会が定めた監査方針及び監査実施計画等に従い、監査を行っております。なお、監査の内容につきましては、各監査役が毎月、監査役会に報告し、情報の共有化及び監査計画の進捗確認を行うとともに、次月の監査計画について協議・承認しております。

<経営会議>

会社の経営機能と組織機能を最も有効に発揮するため、代表取締役社長阿久津貴史を議長とする経営会議(議長以外の構成員は、代表取締役会長杉本英雄、取締役稲吉史泰、取締役山下淳、社外取締役畑中裕、社外取締役星谷哲男、常勤監査役間宮友久、社外取締役佐藤加代子、社外監査役小林明夫、ならびに各部門長)を原則として毎月1回以上開催し、取締役会から委任された事項の意思決定の他、業務執行についての方針及び計画の審議・管理・決定をするとともにコンプライアンス上重要な問題の審議等を行っております。

<内部監査部>

内部監査部は、法令、定款、社内規程及び諸取扱要領に従い、適正且つ有効に運用されているか否か、リスク管理体制の状況を調査し、その結果を代表取締役及び経営会議へ報告することで講じられた改善施策が、適切な業務運営及びリスクマネジメント体制の向上に資することを目的に内部監査を実施しております。また、監査役に対して随時監査実施状況を報告するとともに、会計監査人も定期的に監査実施状況について意見交換を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、独立した客観的な視点から経営に対する提言をいただき、監督機能の一層の充実を図るうえで、社外監査役の果たす役割は重要であるとの認識にたち、経営監視機能として、常勤監査役1名及び独立役員1名を含む社外監査役2名の体制で客観的・中立的な監査を行うことにより、外部からの経営監視機能が十分に整っているため、現状の体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第62回定時株主総会招集ご通知を、法定の発送日の3営業日前に発送しております。

2. IRに関する活動状況

実施していません。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムといたしましては、以下のとおりであります。

取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、グループ経営理念「共存共栄」の理念に則った「行動規範」を制定し、代表取締役社長が、内部統制の責任者として、その意志を役職員に伝えることにより、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。
- ・当社の取締役及び使用人が法令及び社内規程を遵守し、法令遵守を優先させる行動ができるための指針として「コンプライアンス規程」を定めております。
- ・コンプライアンス統括部署を総務部とし、コンプライアンスを実現するための組織及び研修体制を整備し、同部が中心となって役職員教育を行っております。監査役及び内部監査部は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は定期的に取締役会に報告しております。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。
- ・法令及び社内規程に反する行為に気づいた場合、従業員が直接報告・通報を行う手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置しております。報告・通報を受けた総務部はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施することとしております。

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。
- ・上記情報を記載した文書又は電磁的媒体の保存期間は、少なくとも5年間としております。
- ・取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書を閲覧できるものとし、その他の者の閲覧権限については、文書管理規程により定めております。

当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を1ヶ月に1回開催し、法令及び定款で定められた事項及び経営方針・政策に関する重要事項について審議し、効率的で迅速な意思決定を行っております。
- ・取締役、監査役及び各部門長が出席する経営会議を毎月1回開催し、経営方針の徹底、業務執行に関する重要事項の決定、利益計画の進捗状況を管理しております。
- ・取締役会による中期経営計画・年度事業計画の策定、年度事業計画に基づく部門毎の業績目標と予算の設定、月次・四半期管理の実施を行っております。
- ・取締役会及び経営会議による月次業績のレビューと改善策の検討を行っております。

監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・管理本部担当取締役は、監査役が求めた場合その他必要な場合には、監査役の業務を補助すべき使用人を任命することとしております。
- ・監査役の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役に移譲されるものとし、取締役の指揮命令は受けないこととしております。

当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社の取締役または使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び、不正行為や法令並びに定款違反行為を発見した場合は、速やかに監査役に報告することとしております。
- ・当社の取締役及び使用人は、監査役から、稟議書類等業務執行に係る文書の閲覧や、説明を求められたときには、速やかにこれに応じることとしております。また、当社の取締役は、監査役に対し、必要に応じて、内部監査部との情報交換や当社の会計監査人から会計監査内容に関して説明を受ける機会その他、顧問弁護士及び会計監査人などその他の外部機関との間で情報交換等を行う機会を保障しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループ全社は、反社会勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応することとしております。また、反社会勢力との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士に通報・相談できる体制を整えております。

なお、取引先については、取引開始時に社内、社外機関を活用し、反社会勢力でないことを確認しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

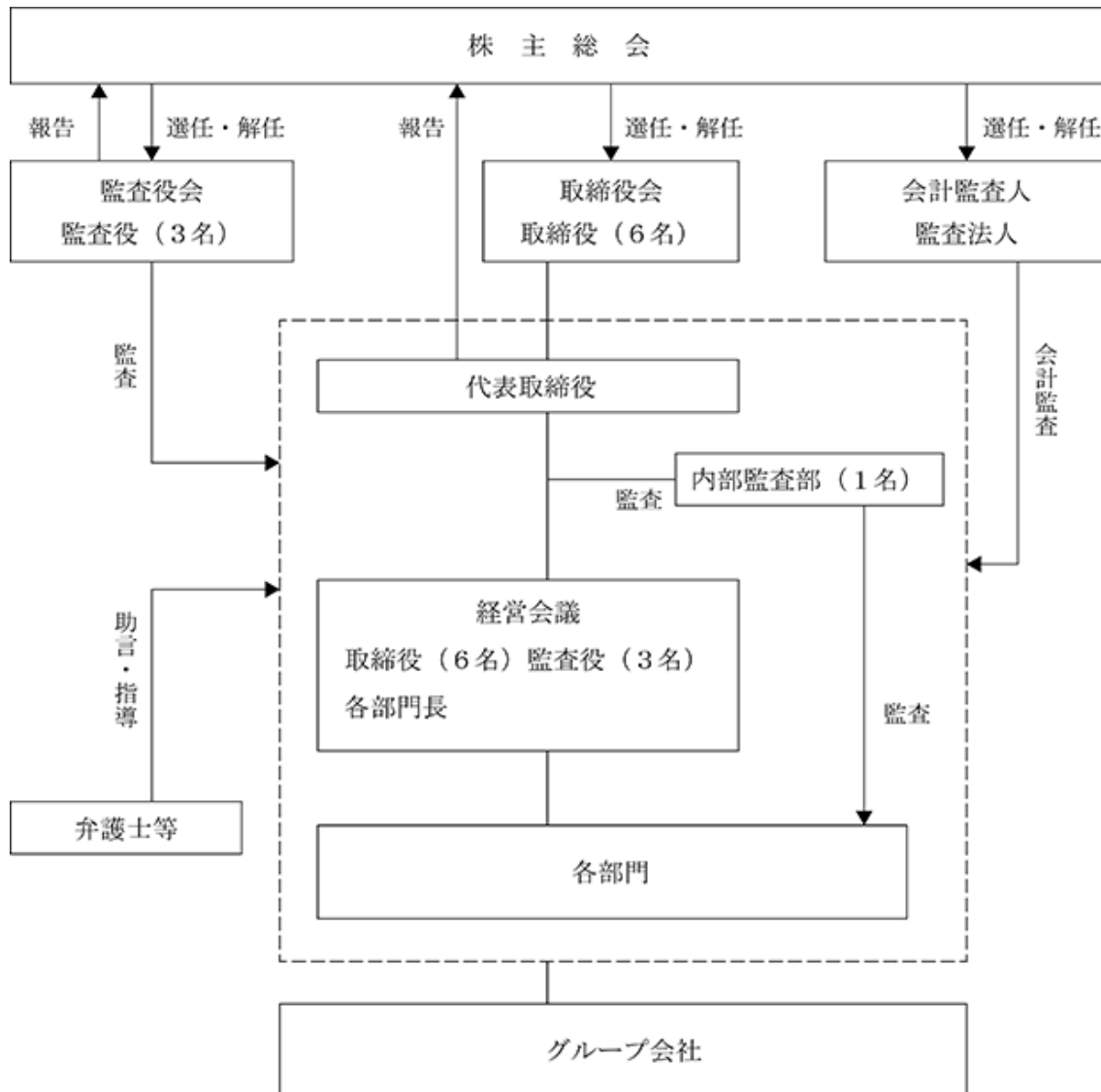
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

会社の機関・内部統制の関係



適時開示体制の概要

